

みんなが安心して、充実した学校生活を送るために



自分の学級は、
どんな学級かな？
チェックしてみよう！

- お互いを思いやって行動できる。
- ルールを守って生活できる。
- 「だめなことはだめ！」と、お互いに注意できる。
- 困っているときは、お互いに助け合うことができる。

自分の学級のよいところ、課題、これからの目標など自由に記入してみましょう。

元気な人、静かな人、まじめな人、面白い人、学級にはいろんな仲間がいます。みんな違って当たり前です。
自分のよさ、みんなのよさを見つけて、それぞれのよさを大切にしていきましょう。
それが優しさ、人としての温かさにつながります。

一人で悩まない ~SOSを出せるように~

相談できるということは、人とつながることができる大切な力です。
「困ったな」「どうすればいいんだろう」…そんな時、自分が相談しやすいのは誰ですか？家族、友だち、先輩、学校の先生…。一人で悩まず、相談してみましょう。
また、専門の人に電話等で相談することもできます。あなたは決して一人ではありません。



相談機関・窓口	内容	電話番号等	相談時間等
郡山市教育委員会 学校教育推進課	学校生活全般の相談	☎024-924-2431	平日 8:30～17:15
総合教育支援センター (郡山市ニコニコ子ども館内)	特別支援教育、不登校などの学校生活の相談	☎024-924-2541	ニコニコ子ども館開館日の 8:30～18:00
子ども家庭相談センター (郡山市ニコニコ子ども館内)	保護者や子ども自身の困ったこと、子育ての悩み、不安なこと等に関する相談	☎024-924-3341	ニコニコ子ども館開館日の 8:30～18:00
郡山市 LINE 子ども・子育て相談 (郡山市子ども家庭支援課)	※「LINE相談」については、右のQRコードまたは「郡山市子育て相談」で検索		相談は24時間受付相談の 対応時間は 8:30～17:15
郡山市いじめ法律相談ホットライン (協力：福島県弁護士会郡山支部)	いじめに関する相談	☎024-935-0080	毎月第2水曜日 15:00～17:00
福島県教育センター「ダイヤルSOS」	いじめ、不登校、体罰などの教育相談	☎0120-453-141	平日 10:00～17:00
福島県 県中児童相談所	18歳未満の児童に関する相談	☎024-935-0611	平日 8:30～17:15
ふくしま24時間子どもSOS	学校生活や家庭での悩み、いじめ等に関する相談	☎0120-916-024	無休 24時間受付
福島いのちの電話	家族、健康、人間関係等の相談	通常ダイヤル ☎024-536-4343 予約ダイヤル ☎0120-556-189	毎日 10:00～22:00 ※毎月第3土曜日は、22:00～翌日曜日10:00までも可
福島県弁護士会 子ども相談窓口	家庭や学校の困り事全般の相談	☎024-533-8080	平日 10:00～17:00
福島県警察本部	いじめ110番	☎0120-795-110	平日 9:00～17:00
	ヤングテレホン	☎024-525-8060	平日 9:00～17:00
郡山警察署生活安全課	少年非行防止・健全育成等に関する相談	☎024-922-2800	平日 9:00～17:00
郡山北警察署生活安全課		☎024-991-0110	平日 9:00～17:00
子どもの人権110番(全国共通)	いじめ、虐待等の相談	☎0120-007-110	平日 8:30～17:15

STOP!
いじめ!

充実した中学校生活のために

みんな大切な仲間



個性

郡山市立安積第一小学校 児童作品

元気な人 落ち着いている人
強い人 優しい人
いろんな個性のある人がいて
この世界は 成り立っているのに
人たちがうごことを
敵にまわしてばかりの 僕ら
おたがいの良さを 認めて
いい世の中に
いい世界に
してこう

詩集『ほぐらひのひらひら』より

	誰もが平等に、思う存分、質の高い教育を受けることができる		暴力や虐待、いじめから誰もが守られ、安全に、安心して学習・生活できる
	弱い立場にある者を守り、差別や偏見がない		家庭や地域、校種間、各関係機関等と連携し、協働し合う



紙へリサイクル可

これって「いじめ」かな？

していない？
されていない？
みてない？



①



②



③



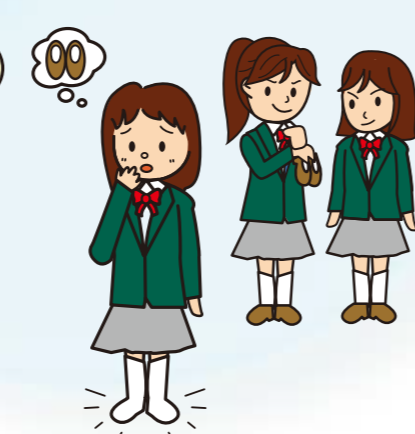
④



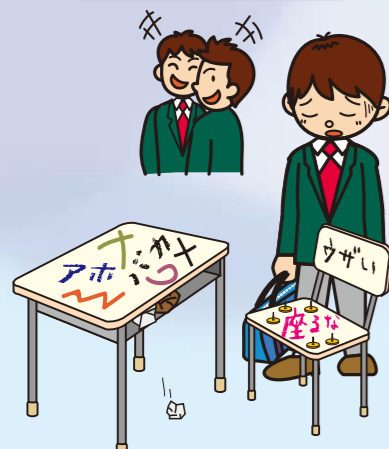
⑤



⑥



⑦



⑧



何気なく自分でもしてしまったことをあげてみましょう。



「あの子からかやすいから」「先に嫌なことを言われたから」
そのような理由でいじめをしていませんか？
いじめをすることに正当な理由はありません。

いじめは人として許されない行為です

いじめは「いじめ防止対策推進法」という法律で禁止されている行為であり、郡山市内すべての学校には「学校いじめ防止基本方針」があります。
自分の学校の「学校いじめ防止基本方針」を先生と一緒に確認してみましょう。

いじめの構造



- 被害者…いじめられている人
- 加害者…いじめている人
- 観衆…周りではやしたてる人
- 傍観者…見て見ぬふりをする人
- 仲裁者…止めようとする人
- 相談者…友だち・親・先生・専門相談員等

こんな時、どうする？

- あなたがいじめられたら
- あなたがいじめの相談を受けたら
- 友だちがいじめられていたら
- 友だちがいじめていたら

みんなで協力して、いじめのない学校生活をつくりましょう